

岡山市個人番号利用事務系端末用マスタ作成業務 仕様書

1 業務の目的

現在、個人番号利用事務系で利用している業務システム用パソコン及びプリンタは機器の保守を含めた賃貸借契約を締結している。パソコンにはセキュリティ対策ソフト等のミドルウェアや各業務システムが必要とする設定を適用しているが、SSD の故障などにより初期化が必要になることがある。初期化後に短時間で元の設定状態に復元するため、設定を搭載したマスタイメージを準備している。

現在は令和 6 年度に作成したマスタイメージを利用しているが、OS バージョンアップ、Microsoft Office の更新、システム標準化後の業務システムの設定等を反映した最新のマスタイメージの作成及びその付随作業を今回の業務の目的としている。

2 業務内容

主な作業内容は次のとおりとする。

- ・ マスタイメージの作成
- ・ グループポリシーの作成及び適用
- ・ リカバリ手順書の作成
- ・ 設定内容一覧の作成

これらの作業の詳細をこの項で定める。

(1) 作成するマスタの種類及び設定の内容

主に市税システムで利用するマスタ（市税マスタ）、その他システムで利用するマスタ（共通マスタ）の 2 種類を作成することとする。それぞれに必要な設定は次のとおり。

	共通マスタ	市税マスタ
業務システムの設定	次のシステムの設定(※1) ・ 介護保険システム ・ 国保年金システム ・ 戸籍システム ・ 住民記録システム ・ 福祉総合システム	次のシステムの設定(※1) ・ 市税システム
共通	・ Windows11 Pro 64bit のインストール、KMS 認証の設定 (※2) ・ Microsoft365 Apps for enterprise(32bit 版) 2502 (半期チャンネル) の	

の 設 定	インストール (※2) ・ドメイン環境を考慮した、Sysprep 等による固有設定の初期化 ・マスタ適用時のハードディスク初期化、パーティション作成、BCDboot 設定 ・その他マスタ適用時に一般的に行う設定 ・ミドルウェア（ウイルス対策ソフト、資産管理ソフト、データ書き出し制限ソフト、生体認証ソフト）のインストール及びそれぞれが必要とする設定 ・デバイスドライバ（生体認証ドライバ、プリンタドライバ等）のインストール ・基本設定（ディスプレイ、ネットワークアダプタ、コンピューター名、WSUS、NTP 等） ・ソフトウェアのインストール、スタートアップ設定、不要なアプリケーションの無効化等 ・その他軽微な設定
-------------	--

※1 各システムで作成した設定手順書は令和 7 年 12 月上旬に揃う予定。

※2 Windows11 のボリュームライセンス、Microsoft365 のライセンスは発注者が用意する。

(2) 設定方法

各種設定はマスタイメージに搭載する方法、グループポリシーで設定する方法で行うことを基本とする。これらで設定ができない場合は bat ファイル等その他発注者が認めた方法により設定を行うものとするが、できる限り自動で設定が行えるよう工夫すること。

設定の管理、変更の容易さ等設定内容の保守を考慮して最適な設定方法を用いること。変更がない設定項目については現在と同じ設定方法を引き継ぐことを原則とするが、保守性が上がる場合は変更を提案すること。

(3) 作業範囲

本業務には次の作業を含む。

- ・ マスタイメージ作成。
- ・ グループポリシー設定の作成。
- ・ マスタイメージやグループポリシーで設定できない項目について、リカバリを容易に行うための初期設定を自動化できるファイルの作成。
- ・ その他発注者が認めた方法で行う設定の作成。
- ・ マスタイメージの適用や bat ファイルの実行手順など、初期化直後の端末

に全ての設定を反映させる手順を示したりリカバリ手順書の作成。

作成例として仕様書別紙1「リカバリ手順書（記載例）」を示す。

- ・ 各設定内容について設定内容、設定方法、どのシステムで必要とされているかを示した設定内容一覧の作成。

作成例として仕様書別紙2「設定内容（記載例）」を示す。

- ・ 動作検証用端末 30 台へのマスタイメージ適用、その他全ての設定の適用。
- ・ 動作検証で業務システム等の挙動に不具合が発生した場合は設定内容の修正及び動作再検証の準備。
- ・ その他、業務の目的を達するにあたり必要な作業。

本業務には次の作業を含まない。

- ・ 作成したマスタの動作検証用端末以外への適用。

(4) 機器準備の分担

次のものは発注者（以下「甲」という）が用意する。

- ・ マスタ作成に使用する端末（マスタ適用端末と同機種 of の端末 5 台程度）
- ・ 動作検証用端末（マスタ適用端末と同機種 of の端末 30 台）
- ・ 作業用スペース（岡山市役所本庁舎内、3 人程度が座れるスペース）

次のものは受注者（以下「乙」という）が用意する。

- ・ 納品用のマスタイメージを格納するための USB メモリ等の媒体 3 つ
- ・ 納品用の初期設定を自動化できるファイルを格納するための USB メモリ等の媒体 3 つ

(5) 機器詳細

設定を行うパソコンの詳細は次のとおり

項目	機器詳細
品名	富士通製 LIFEBOOK A5513/N(FMVA0D005)
CPU	Intel Core i5-1235U
メモリ	8GB
SSD	256GB

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市政策局政策部デジタル推進課ほか本市の指定する場所

5 スケジュール

別紙3「スケジュール」のとおり。

ただし、具体的なスケジュールは契約後の協議によって定める。

6 支払方法

業務完了後、一括払い

7 提出書類・成果品

(1) 提出書類

本業務の各工程において、下表に示す書類など、本業務の履行に必要な書類を必要数作成し、提出期限までに遅延なく提出すること。

提出書類	数量	提出期限
作業計画表 業務責任者届 着手届 体制表 課税事業者届	各1部	業務着手時
完了届	各1部	業務完了時

(2) 成果品

本業務の各工程において、下表に示すドキュメント等を必要数作成し、納品時期までに遅延なく提出すること。

品名	数量	納品時期
プロジェクト計画書 工数・進捗管理（スケジュール、WBS等） 情報資産を取り扱う従事者に関する報告書	各1部	計画立案時
・マスタイメージを格納したUSBメモリ等の媒体（マスタ2種分） ・初期設定を自動化できるファイルを格納したUSBメモリ等の媒体（マスタ2種分）	各3部	業務完了時
・設定内容一覧（マスタ2種分） ・リカバリ手順書（マスタ2種分）	各1部	業務完了時

8 情報セキュリティ要件

セキュリティ対策については、「岡山市情報セキュリティポリシー」に従い、取り扱う情報に関する機密性を維持するために、本業務を履行するに当たり、次の項目についての物理的及び人的対策を実施すること。

- (1) 本業務におけるセキュリティの対象範囲は、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、ドキュメント、記録媒体等の情報資産並びに設定・保守を行う人員とする。
- (2) 乙は甲の許可のない機器を、甲のネットワークに接続してはならない。
- (3) 乙は、本業務において岡山市情報セキュリティポリシーにおける機密性3の情報資産を取り扱う全ての従事者（下請負先等も含む）の所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産を書面で甲に報告すること。また、保守時その他の場合において当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、又は報告した従事者が従事しなくなったときは、改めて報告をすること。
- (4) 乙は、業務上知り得た設定情報等の秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (5) 乙は、業務上知りえた甲の情報資産に係る情報の不正利用又は廃棄等を行うことはできない。また乙以外に提供することも禁止する。
- (6) 乙は、業務上知りえた甲の情報資産に係る情報を収集する場合は、業務の範囲を超えて収集することを禁止する。また甲の承諾を得ずに甲の情報資産に係る情報を複写又は複製をしてはならない。
- (7) 乙は、甲の情報資産に係る情報を搬送等する場合は、盗難、紛失等のセキュリティ事故を未然に防止する措置をとること。
- (8) 乙は、本契約履行上甲から提供を受けた情報等については、使用する必要がなくなった場合は、本契約完了前であっても速やかに甲に返却しなければならない。また乙が使用するコンピュータ等に電子データとして保存した情報等で返却が困難であるものについては、データ廃棄に関して報告書により甲に当該情報等を確実に破棄したことを報告すること。
- (9) 乙は、本契約に関して使用するコンピュータ等に対し、ウイルス対策を万全に行うこと。乙が、設置場所又は作業場所で行う作業のために持ち込む外部記憶媒体は作業のために必要な情報等を複写した後、乙が使用するコンピュータ等で使用しているウイルス対策ソフトにて、最新のパターンファイルを使用してウイルスチェックを行うものとする。甲が所管するコンピュータ等に対しウイルス等を感染させた場合には、乙の従事者の故意又は過失の如何にかかわらず、また、当該ウイルス感染による被害の相手が甲又は第三者の如何にかかわらず、乙はその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載がなくても、本業務に一般的に必要な作業、消耗品等については、乙の負担において提供すること。
- (2) 甲の求めに応じて、乙は、本契約を履行するに当たり必要な技術的支援を行うものとする。
- (3) 乙は、業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び岡山市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。

10 協議

仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して別に定める。